

第2次浅口市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 19 年度からの 10 年間を計画期間とする「浅口市総合計画」に基づき、「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」を将来像としてまちづくりを進めています。

現在、我が国の社会経済情勢は、人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まりなどにより、大きく変化しています。

本市においても、人口減少が進展し、市民の行政に対するニーズはますます多様化・高度化しています。

このような中、本市の地域特性や資源を最大限に生かすとともに、市民をはじめとする様々な主体と行政が協働・連携し、長期的なまちづくりの視点に立った重点的・効率的な行政経営が求められています。

そこで、平成 29 年度以降のまちづくりを市民と力をあわせて総合的かつ計画的に進めるために、新たな総合計画を策定するものです。

2 計画の構成、計画期間

基本構想、基本計画の 2 層構成とし、議会の議決を経るものとします。

(1) 基本構想

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念・将来像や行政経営の基本方針等を示します。計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間とします。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための政策・施策の体系を整理し、政策分野別の目標や施策の方向性等を示します。計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 5 年間とします。

3 計画策定の視点

(1) 市民にわかりやすい計画

本市のまちづくりの基本理念・将来像や重点的に取り組む項目等を分かりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、協働してまちづくりを進めていくための計画とします。

(2) 財政見通しや行財政改革と整合性のある計画

今後の社会経済情勢の予測、将来人口の推計等を踏まえた中長期的な財政見通しや、持続可能な行政経営のための行財政改革の取組とも整合が図られた現実的な計画とします。

(3) 目標達成のための適切な進行管理が行える計画

明確な目標を設定し、成果の視点を重視した PDCA サイクルに基づく評価・検証を行い、取組の改善・見直しにより、効率的かつ効果的な事業の推進ができる計画とします。

4 計画策定の体制（別紙 1 参照）

(1) 総合計画審議会

総合計画の策定、施策の検討及び推進を図るため、産業界、行政機関、学術、教育、金融、労働、マスメディア（産官学金労言）など各分野の有識者や、市民等で構成する審議会を設置し、方向性や具体案の検討を行います。

(2) 行政経営会議

総合計画の推進に全庁横断的に取り組むため、市長をはじめとする幹部職員で構成する行政経営会議において、基本構想案及び基本計画案の作成及び総合計画策定後の進行管理を行います。

また、必要に応じて職員等で構成するプロジェクトチームを組織し、総合計画の策定及び推進のために必要な調査・検討を行います。

(3) 市議会

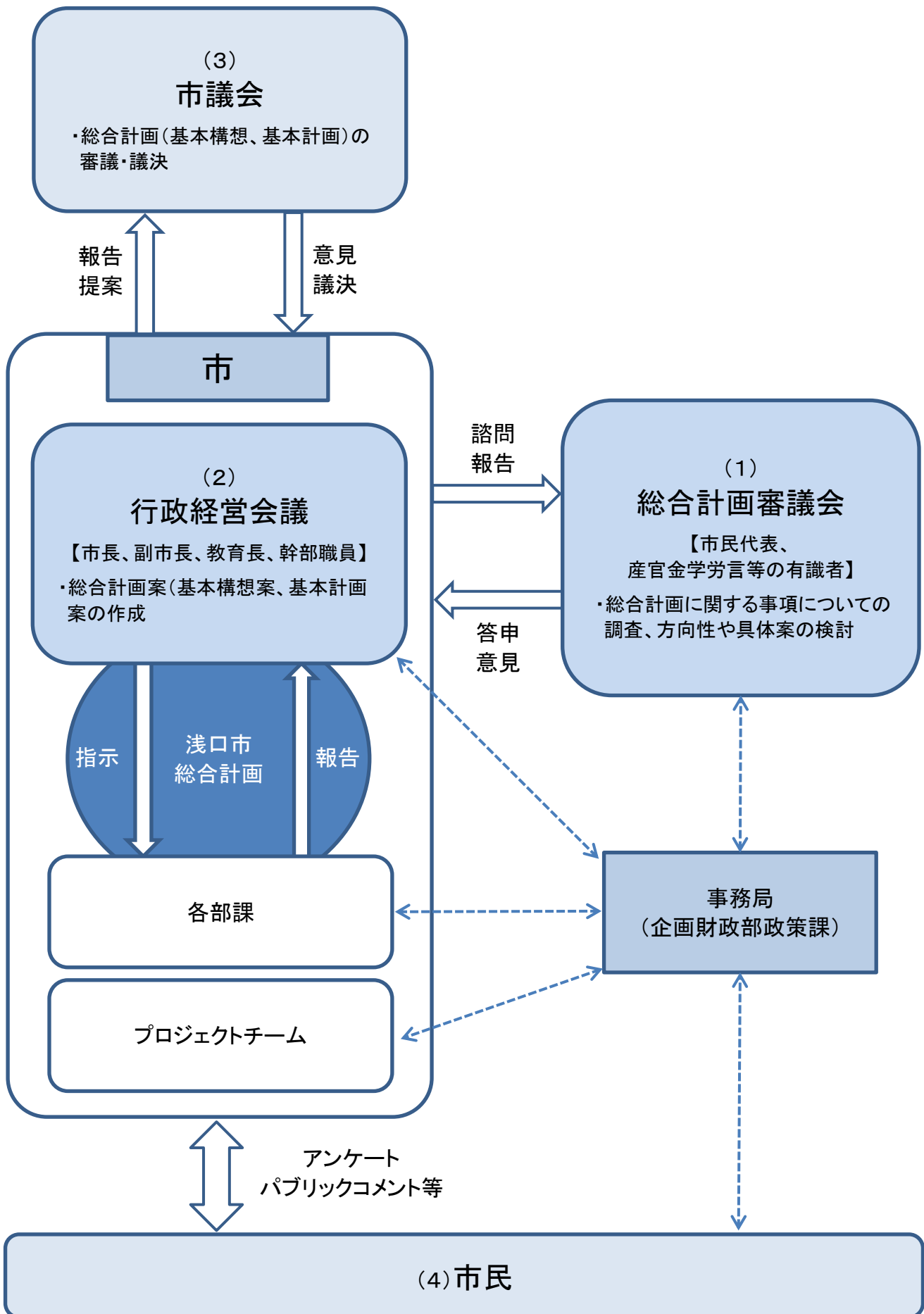
総合計画については、議会と執行部が車の両輪となって推進していくことが重要であることから、市議会に対しては、策定の各段階において、検討内容を報告するとともに、基本構想案及び基本計画案について、平成 28 年度中に市議会に提案し、議決を経て決定します。

(4) 市民参加

幅広い市民の意見や提案を反映した計画とするため、審議会への参画のほか、アンケートやパブリック・コメントの実施に加え、市民参加型ワークショップの開催など策定過程への市民の参加に努めます。

5 計画策定のスケジュール（別紙 2 参照）

平成 29（2017）年 3 月末までの策定を目指します。



第2次浅口市総合計画 策定スケジュール

